

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定 （更正の手続） 7 の 16—2 法第 7 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の手続は、次による。 及び （省略） 納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。後記 9 の 4 - 3、9 の 4 - 4 及び 100 - 6 において「税関手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。 ～ （省略） 第 4 節 関税の納付及び徴収 （電子情報処理組織による納付手続に係る事前届出） 9 の 4 - 3 法第 9 条の 4 ただし書に規定する「財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合」とは、税関手続オンライン化省令第 5 条の規定により届け出た場合をいう。この場合において、具体的な届出の方法等については、次による。 同条第 1 項第 2 号に規定する「書面」とは、輸入（納税）申告書又は修正申告書をいい、同号に規定する「その旨を付記する方法」とは、例えば、これらの申告書の上部余白に「MPN 利用」と明瞭に記載する方法等、その意思を明確に示す適宜の方法による。なお、同号の規定によ	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 2 節 申告納税方式による関税の確定 （更正の手続） 7 の 16—2 法第 7 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の手続は、次による。 及び （同左） 納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。後記 9 の 4 - 3、9 の 4 - 4、95 - 1 及び 100 - 6 において「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条第 1 号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。 ～ （同左） 第 4 節 関税の納付及び徴収 （電子情報処理組織による納付手続に係る事前届出） 9 の 4 - 3 法第 9 条の 4 ただし書に規定する「財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合」とは、税関手続オンライン化省令第 7 条の規定により届け出た場合をいう。この場合において、具体的な届出の方法等については、次による。 同条第 1 項第 3 号に規定する「書面」とは、輸入（納税）申告書又は修正申告書をいい、同号に規定する「その旨を付記する方法」とは、例えば、これらの申告書の上部余白に「MPN 利用」と明瞭に記載する方法等、その意思を明確に示す適宜の方法による。なお、同号の規定によ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る事前届出は、審査の終了後であっても関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。 また、同号の規定による事前届出があったときは、輸入（納税）申告書又は修正申告書の審査の終了後にこれらの書面の回付を受けた収納担当部門において、納付番号その他の納付情報を記載した「納付番号通知情報」を申告者に通知する。 同項第 3 号に規定する「税関長がその調査により更正し又は決定する場合」とは、法第 7 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定により更正し若しくは決定する場合又は同法 8 条の規定により決定する場合をいう。なお、税関手続オンライン化省令第 5 条第 1 項第 3 号の規定による事前届出は、更正等に係る関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。 また、同号の規定による事前届出があったときは、納付書の送達が必要とされているものについては、当該納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、納税告知書の送達が必要とされているものについては、当該納税告知書に加え「納付番号通知情報」を送達する。なお、納付書の送達後に当該事前届出があったときは、先に送達した納付書を「納付番号通知情報」に差し替える。 （電子情報処理組織による納付手続） 9 の 4 - 4 法第 9 条の 4 ただし書に規定する「財務省令で定める方法」とは、税関手続オンライン化省令第 6 条各号の規定により納付する方法をいう。なお、同条に規定する用語の定義等については、以下のとおりである。 及び （省略） 第 9 章 雑則 （税関事務管理人の事務の範囲） 95—1 法第 95 条第 1 項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。	る事前届出は、審査の終了後であっても関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。 また、同号の規定による事前届出があったときは、輸入（納税）申告書又は修正申告書の審査の終了後にこれらの書面の回付を受けた収納担当部門において、納付番号その他の納付情報を記載した「納付番号通知情報」を申告者に通知する。 同項第 4 号に規定する「税関長がその調査により更正し又は決定する場合」とは、法第 7 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定により更正し若しくは決定する場合又は同法 8 条の規定により決定する場合をいう。なお、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項第 4 号の規定による事前届出は、更正等に係る関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。 また、同号の規定による事前届出があったときは、納付書の送達が必要とされているものについては、当該納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、納税告知書の送達が必要とされているものについては、当該納税告知書に加え「納付番号通知情報」を送達する。なお、納付書の送達後に当該事前届出があったときは、先に送達した納付書を「納付番号通知情報」に差し替える。 （電子情報処理組織による納付手続） 9 の 4 - 4 法第 9 条の 4 ただし書に規定する「財務省令で定める方法」とは、税関手続オンライン化省令第 8 条各号の規定により納付する方法をいう。なお、同条に規定する用語の定義等については、以下のとおりである。 及び （同左） 第 9 章 雑則 （税関事務管理人の事務の範囲） 95—1 法第 95 条第 1 項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
法又は定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく検査の立会い 税関長又は税関の支署その他の税関官署の長（所属職員を含む。以下「税関長等」という。）が発する書類（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領 ～ （省略） （指定者の取扱い） 100—6 手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「指定者」の取扱いは次による。 指定者の意義 「指定者」とは、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることを税関長に証明した者をいい、当該証明をした後、輸出入・港湾関連情報処理システムに係る利用契約の解除等により輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなった者は含まないものとする。 指定者の確認 指定者の確認については保税監督部門において次により行うものとする。 イ 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることの確認 前記証明をしようとする者に、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社から交付された利用承諾書等輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることを証する書類の提出を求めるものとし、当該提出を受けた書類により法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることを確認するものとする。	法又は定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく検査の立会い 税関長又は税関の支署その他の税関官署の長（所属職員を含む。以下「税関長等」という。）が発する書類（輸出入・港湾関連情報処理システム及び税関手続オンライン化省令第 4 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領 ～ （同左） （指定者の取扱い） 100—6 手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用することができなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、保税監督部門において次により確認するものとする。 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることの証明は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社から交付された利用承諾書等輸出入・港湾関連情報処理システムを使用できることを証する書類により確認するものとする。また、当該輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなった場合には、利用契約の解除通知書等輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなったことを証する書類により確認するものとする。 税関手続オンライン化省令第 4 条第 2 項の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ロ 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなったことの確認</u> <u>前記証明をした者に、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社から交付された利用契約の解除に関する書類等輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなったことを証する書類の提出を求めるものとし、当該提出を受けた書類により上記イに掲げる業務について輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなったことを確認するものとする。また、必要に応じて輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に問い合わせ、輸出入・港湾関連情報処理システムの使用状況等を確認するものとする。</u>	<u>る税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）の第 2 章 2—1 の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。</u>